

議員提出議案第2号

みよし市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日提出

提出者 塚本直樹

賛成者 原口百合子

賛成者 阿部憲明

賛成者 竹谷明永

賛成者 林久子

賛成者 田中祐二

賛成者 奥村祐右

賛成者 水野隆市

賛成者 水谷正邦

賛成者 牧田充生

賛成者 御国しおん

説明

この案を提出するのは、みよし市部設置条例の一部改正に伴い、みよし市議会における常任委員会の所管を改めるため必要があるからである。

みよし市議会委員会条例の一部を改正する条例
 みよし市議会委員会条例（平成21年三好町条例第45号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）					
第2条 略					
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の表のとおりとする。					
名称	委員 定 数	所管	名称	委員 定 数	所管
企画総 務委員 会	7人	市長公室、 <u>企画部</u> 、総務部、議 会事務局、会計管理者、選挙管 理委員会、公平委員会及び監査 委員の所管に属する事項（ただ し、予算決算委員会の所管に属 する事項を除く。）並びに他の 常任委員会に属さない事項	企画総 務委員 会	7人	<u>経営企画部</u> 、総務部、議会議務 局、会計管理者、選挙管理委員 会、公平委員会及び監査委員の 所管に属する事項（ただし、予 算決算委員会の所管に属する事 項を除く。）並びに他の常任委 員会に属さない事項
文教厚生委員会の項以下 略			文教厚生委員会の項以下 略		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。